

東海市告示第103号

東海市带状疱疹予防接種実施要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

東海市長 花 田 勝 重

東海市带状疱疹予防接種実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、带状疱疹^{ほうしん}の発症及び重症化を予防するため、高齢者に対し市が带状疱疹の予防接種（乾燥弱毒生水痘ワクチン（以下「生ワクチン」という。）又は乾燥組換え带状疱疹ワクチン（以下「不活化ワクチン」という。）の接種に限る。以下「带状疱疹予防接種」という。）を実施することにより、高齢者の健康の保持に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 市長は、次項に定める対象者に対し、带状疱疹予防接種を実施するものとする。

2 带状疱疹予防接種の対象となる者（以下「対象者」という。）は、带状疱疹予防接種を実施する日において、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 65歳以上の者であること。

(2) 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有するものであること。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象者としない。

(1) この要綱の定めるところにより、次に掲げるワクチンの区分に応じ、次に定める回数の带状疱疹予防接種を受けたことがある者

ア 生ワクチン 1回

イ 不活化ワクチン 2回

(2) 带状疱疹予防接種に相当する予防接種を受けたことがある者で、带状疱疹予防接種を行う必要がないと市長が認めるもの

(3) 前2号に掲げる者のほか、带状疱疹予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(予診票の交付)

第3条 対象者は、带状疱疹予防接種を受けようとするときは、あらかじめ市長にその旨を申し出て、予診票の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、予診票を対象者に交付するものとする。

(実施の手続)

第4条 前条の規定により予診票の交付を受けた対象者（以下「被接種者」という。）は、带状疱疹予防接種を受けようとするときは、市長に予診票を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による予診票の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、被接種者に带状疱疹予防接種を実施するものとする。

3 带状疱疹予防接種の実施方式は、個別接種方式とする。

(実費の徴収)

第5条 市長は、被接種者が带状疱疹予防接種を受けたときは、当該被接種者から実費を徴収するものとする。

2 実費の額は、次に掲げる区分に応じ、次に定める金額とする。

(1) 生ワクチン 1回あたり3,000円

(2) 不活化ワクチン 1回あたり8,000円

3 前2項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属する者で、带状疱疹予防接種に要する費用の全額を公費で負担することについて市長が証明したものにあつては、実費は徴収しない。

4 前項の規定による実費の額の免除を受けようとする者は、市長に生活保護受給証明書（带状疱疹予防接種時において受給を証明するものに限る。）を提出しなければならない。

(実施の手続等の委託)

第6条 市長は、第4条に定める実施の手続及び前条に定める実費の徴収に関する事

務を、市長が別に定める市内の医療機関等（以下「指定医療機関等」という。）に委託し、行わせるものとする。

（带状疱疹予防接種を受けるための措置）

第7条 市長は、対象者が带状疱疹予防接種を受けられるよう、広報の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

（健康被害の救済措置）

第8条 市長は、带状疱疹予防接種を受けた対象者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合においては、救済措置を講ずるものとする。ただし、その事故が指定医療機関等の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、带状疱疹予防接種の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和12年3月31日までの間の第2条の規定の適用については、「65歳以上の者」とあるのは「65歳以上の者（当該年度中に65歳となる者を含む。）」とする。